

第119号議案 長崎市駐車場条例の一部を改正する条例について

	ページ
1 条例改正案の概要	1
2 施設の位置図	2
3 条例新旧対照表	3～5
<参考>長崎市茂里町地下駐車場の再整備概要	6～8

土木部

令和元年9月

1 条例改正案の概要

(1) 目的

長崎市茂里町地下駐車場の再整備に伴い、再整備期間中に当該駐車場の機能を代替確保し、常時の一般公共の用に供する必要があるため、旧クリーンセンター多目的広場に当該駐車場を移転し、仮設駐車場として供用することとしている。

この仮設駐車場の供用に際して、その名称、位置、使用料の額、管理の方法等の所要の事項を駐車場条例に規定する必要があることから、当該条例を改正しようとするもの。

なお、再整備期間中の駐車場の管理にあたっては、その期間中に仮設駐車場から本設駐車場への切り替えにより管理条件が大きく変動するため、あらかじめ管理条件を示した上で公募を行う指定管理者制度が適さないことから、直営（業務委託）による管理を行うこととする。

(2) 改正前後の主な変更点

	改正前	改正後
名 称	長崎市茂里町地下駐車場	長崎市茂里町仮設駐車場
位 置	長崎市茂里町2番38号	長崎市茂里町14番3号
管 理	指定管理者による管理	市長による管理（業務委託）
料 金	午前8時から午後10時まで	
	最初の30分：130円 その後30分毎：120円	左同
	午後10時から午前8時まで	
	1泊：830円	30分毎：40円

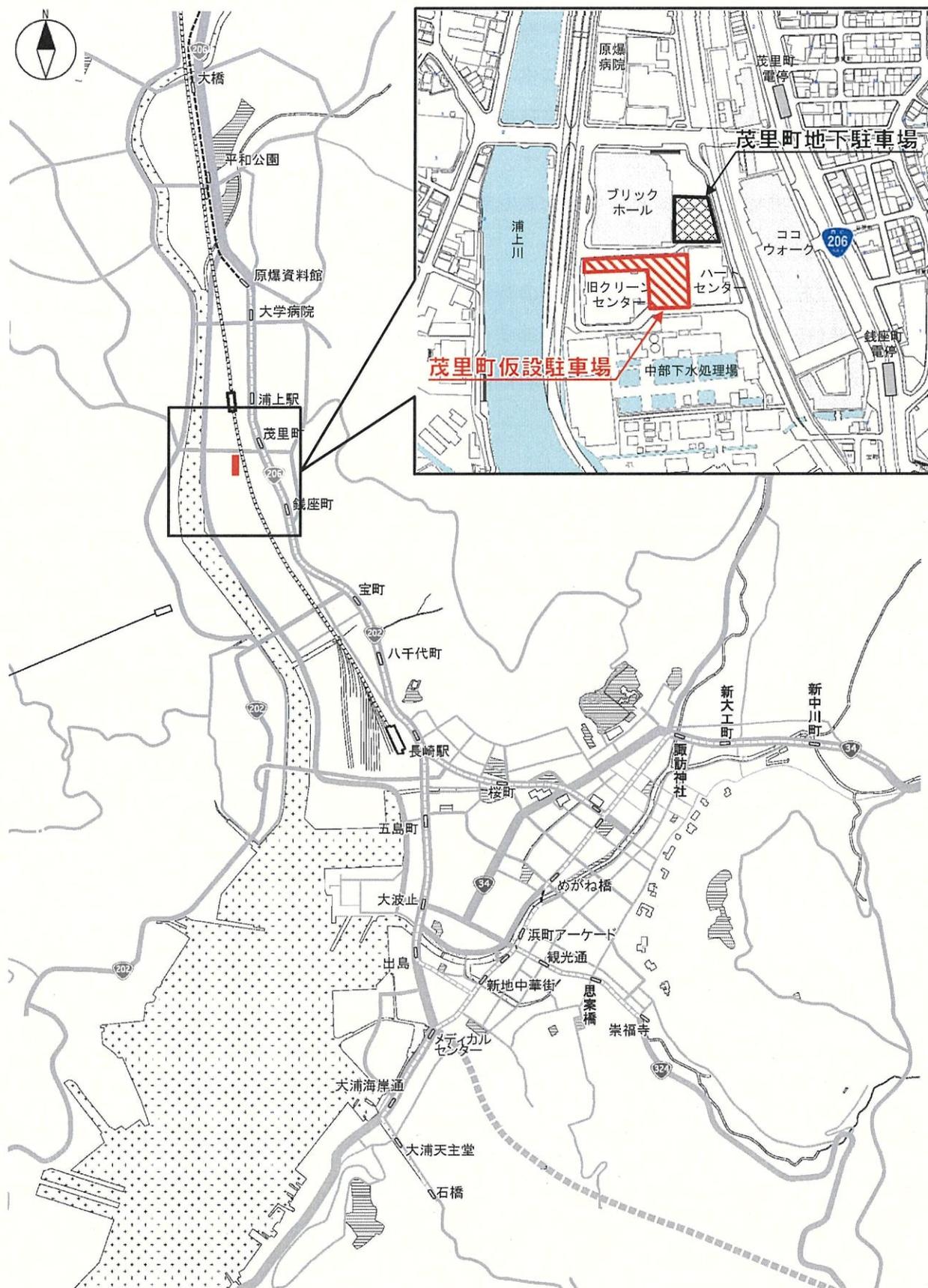
<参考> 条例改正後に予定する施行規則改正

	改正前	改正後
入出庫時間 (施行規則で定める)	午前8時から午後10時まで	午前0時から午後12時まで

(3) 施行日

令和2年4月1日

2 施設の位置図



3 条例新旧対照表

現行	改正後（案）																								
○長崎市駐車場条例 昭和46年3月25日条例第2号	○長崎市駐車場条例 昭和46年3月25日条例第2号																								
第1条（略） （設置）	第1条（略） （設置）																								
第2条 駐車場を次のとおり設置する。	第2条 駐車場を次のとおり設置する。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>長崎市平和公園駐車場</td> <td>長崎市岡町8番13号</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市茂里町地下駐車場</u></td> <td><u>長崎市茂里町2番38号</u></td> </tr> <tr> <td>長崎市松山町駐車場</td> <td>長崎市松山町2番3号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		長崎市平和公園駐車場	長崎市岡町8番13号	<u>長崎市茂里町地下駐車場</u>	<u>長崎市茂里町2番38号</u>	長崎市松山町駐車場	長崎市松山町2番3号	（略）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>長崎市平和公園駐車場</td> <td>長崎市岡町8番13号</td> </tr> <tr> <td><u>長崎市茂里町仮設駐車場</u></td> <td><u>長崎市茂里町14番3号</u></td> </tr> <tr> <td>長崎市松山町駐車場</td> <td>長崎市松山町2番3号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		長崎市平和公園駐車場	長崎市岡町8番13号	<u>長崎市茂里町仮設駐車場</u>	<u>長崎市茂里町14番3号</u>	長崎市松山町駐車場	長崎市松山町2番3号	（略）	
名称	位置																								
（略）																									
長崎市平和公園駐車場	長崎市岡町8番13号																								
<u>長崎市茂里町地下駐車場</u>	<u>長崎市茂里町2番38号</u>																								
長崎市松山町駐車場	長崎市松山町2番3号																								
（略）																									
名称	位置																								
（略）																									
長崎市平和公園駐車場	長崎市岡町8番13号																								
<u>長崎市茂里町仮設駐車場</u>	<u>長崎市茂里町14番3号</u>																								
長崎市松山町駐車場	長崎市松山町2番3号																								
（略）																									
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）																								
第3条 市長は、駐車場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。	第3条 市長は、駐車場（ <u>長崎市茂里町仮設駐車場を除く。以下この条、第4条、第11条、第13条及び第16条第2項において同じ。</u> ）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。																								
2～4（略）	2～4（略）																								
第4条～第5条（略） （駐車料金）	第4条～第5条（略） （駐車料金）																								
第6条 <u>長崎市茂里町地下駐車場</u> の駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。	第6条 <u>長崎市茂里町仮設駐車場</u> の駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。																								
第7条～第10条（略） （利用料金）	第7条～第10条（略） （利用料金）																								
第11条 駐車場（ <u>長崎市茂里町地下駐車場を除く。以下この条及び第13条において同じ。</u> ）に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。	第11条 駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。																								
2～3（略）	2～3（略）																								
第12条～第15条（略）	第12条～第15条（略）																								

(供用の休止)

第16条

指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第17条 (略)

(市長による管理)

第18条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第11条第1項、第12条、第13条第1項、第16条、別表第2及び別表第3の規定の適用については、第11条第1項中「駐車場(長崎市茂里町地下駐車場を除く。以下この条及び第13条において同じ。)」に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2及び別表第3に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があるとき、駐車料金」と、第13条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第16条中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があるとき、別表第2中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」と、同表備考6及び同表備考11中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、別表第3中「利用に係る基準額」とあるのは「駐

(供用の休止)

第16条 市長は、長崎市茂里町仮設駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、長崎市茂里町仮設駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

第17条 (略)

(市長による管理)

第18条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第11条第1項、第12条、第13条第1項、第16条第2項、別表第2及び別表第3の規定の適用については、第11条第1項中「駐車場に自動車を駐車させた者は、駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第2及び別表第3に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があるとき、駐車料金」と、第13条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第16条第2項中「指定管理者は、駐車場の補修その他の理由により必要があるとき、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、駐車場の補修その他の理由により必要があるとき、別表第2中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」と、同表備考6及び同表備考11中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、別表第3中「利用に係る基準額」とあるのは「駐車料金」とし、第11条第2項及び第3項並びに第13条第2項の

車料金」とし、第11条第2項及び第3項並びに第13条第2項の規定は適用しない。

3 (略)

第19条～第20条 (略)

別表第1 (第6条関係)

1 通常の料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の30分	その後30分	
	まで	までごと	
普通自動車			
小型自動車	130円	120円	830円
軽自動車			

2 (略)

備考

1～3 (略)

4 「昼間駐車料金」とは、入出庫1回につき、入出庫時間として市長が別に定める時間における1日当たりの駐車料金をいう。

5 「夜間駐車料金」とは、入出庫1回につき、入出庫時間外における1泊当たりの駐車料金をいう。

6 入庫した日の翌日以降に出庫する場合のこの表の適用については、昼間駐車料金と夜間駐車料金を合計して計算するものとする。この場合において、市長が別に定める時間については、昼間駐車料金を算定する際の駐車時間に算入しない。

別表第2～別表第3 (略)

規定は適用しない。

3 (略)

第19条～第20条 (略)

別表第1 (第6条関係)

1 通常の料金

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金		
	午前8時から午後10時まで		午後10時から 午前8時まで
	最初の30分	その後30分	
まで	までごと		
普通自動車			
小型自動車	130円	120円	30分につき
軽自動車			40円

2 (略)

備考

1～3 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

別表第2～別表第3 (略)

<参考>長崎市茂里町地下駐車場の再整備概要

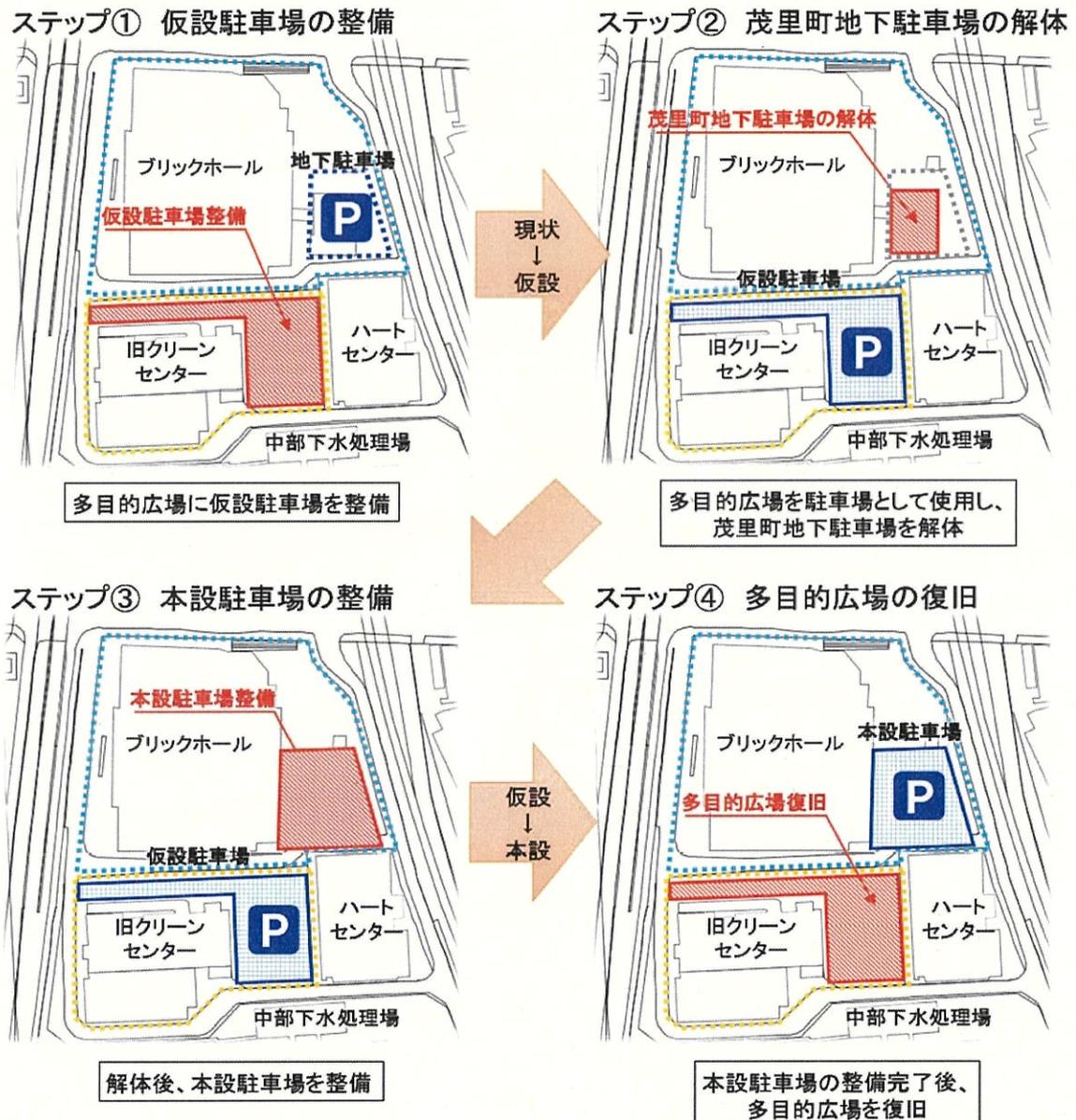
(1) 再整備の経緯

長崎市茂里町地下駐車場は「地下機械式」として平成10年に供用を開始したが、その構造から保守点検・維持管理費が高額であることに加え、出庫に時間を要するなど利便性が低いことから利用者数が減少傾向であり、採算が合わない運営が続いている。

さらに、機械主要部品の老朽化に伴い大規模交換の時期を迎えていることから、現在の運営状況を踏まえ、「地下機械式駐車場」を廃止し、利便性が高く、かつ維持管理費が低廉な「平面自走式駐車場」として再整備を行うこととしている。

なお、再整備期間中の駐車機能の確保先として、旧クリーンセンター多目的広場を仮設駐車場として暫定供用することとしている。

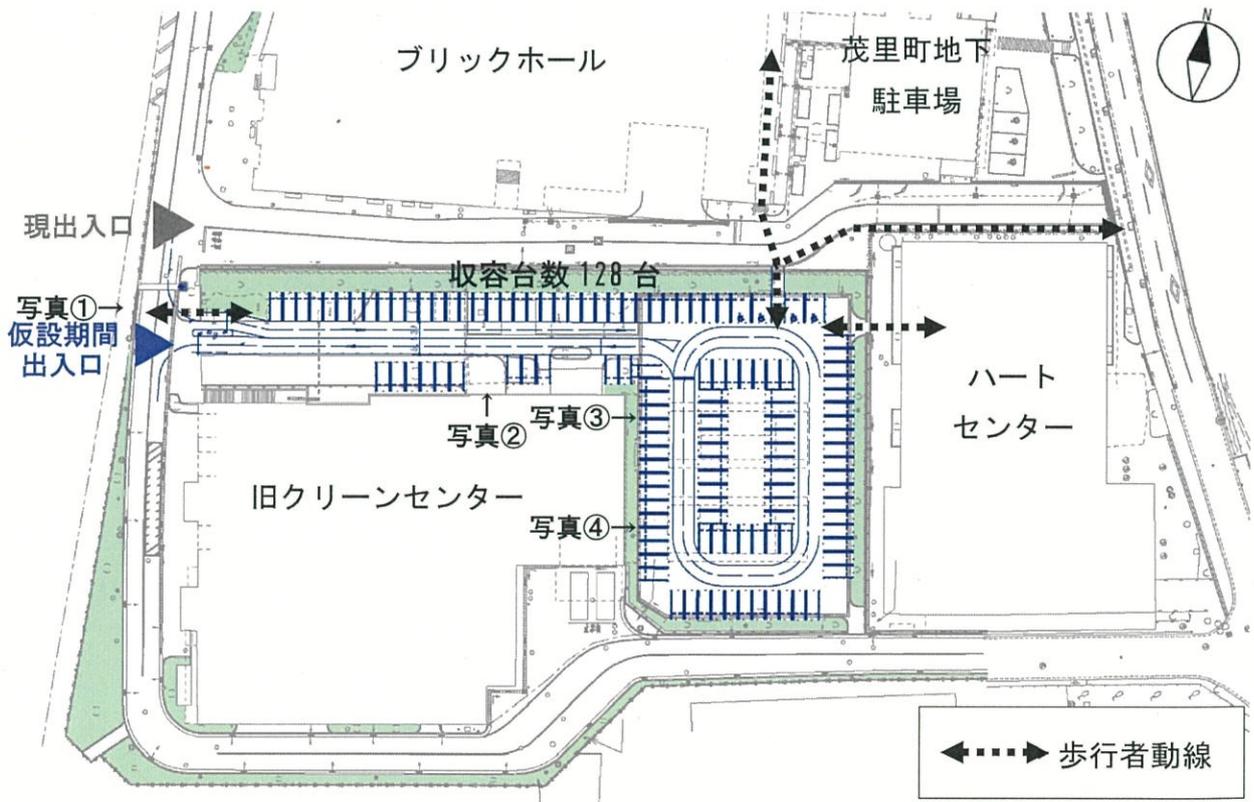
(2) 再整備の流れ



(3) 再整備のスケジュール (案)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
議会審議 (予定)	2月 当初予算 ・解体等設計費 ・仮設駐車場整備費	9月 条例改正 ・地下→仮設 ・指定管理→直営	2月 条例・予算 ・仮設→本設 ・直営→指定管理	6月 所管事項 ・指定管理者の 選定方針 11月 指定議案 ・指定管理者の指定
地下駐車場	運営		解体	
仮設駐車場		解体等 設計	ステップ① 整備	ステップ④ 復旧
本設駐車場			ステップ② 切替	ステップ③ 整備
管理形態	指定管理者		直営 (業務委託)	指定管理者

(4) 仮設駐車場平面図 (案)



(5) 現況写真



①出入口部分



②あずま屋



③テニスコート（北側）



④テニスコート（南側）